

国の徴収金(保育料)基準額表(月額)【参考】

資料3

階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	27,000円
第5階層		40,000円以上103,000円未満	44,500円	41,500円
第6階層		103,000円以上413,000円未満	61,000円	58,000円
第7階層		413,000円以上734,000円未満	80,000円	77,000円
第8階層		734,000円以上	104,000円	101,000円